

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

香芝市立真美ヶ丘東小学校

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある人権問題であり、決して許されるものではない。

いじめは理想的には根絶すべきものではあるが、実際には根絶することは難しいものである。法に定義されるいじめに該当する事象は、成長過程にある児童が集団で学校生活を送る上で不可避免的に発生するものであるから、安易にいじめの存在を否定することなく、軽微な事案であると思われるものであっても積極的にいじめとして認知した上で各事案について適切に対処していくことが必要である。

もっとも、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめをせず、いじめを認知しながら放置し、又は看過することがないように、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、また、全ての児童が安心して生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

加えて、いじめは当事者間の問題であるだけでなく、他の児童にも関係する問題であり、社会全体の問題であることに留意するとともに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び身体を保護することが全てに優先するものであることを認識しつつ、保護者、学校、教育委員会、地域住民、その他の関係者の連携の下で、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義及びいじめの該当性の判断

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項の規定から明らかなどおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このうち、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与えている行為であること、②その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることの2点である。

いじめの該当性の判断は、市の基本方針に基づき、いじめ防止対策校内委員会又は、学校の管理職が行う。

3 いじめの未然防止

本校では、これまでに、同一集団内において、特定の児童に対し、言葉による嫌がらせや無視等の行為が行われた事案があった。また、体をぶつける、人の物を黙って使用する等のケースも確認された。これらについては、未然防止のための人権教育の実施方法と、早期把握の重要性を教職員で共有した。

以上のことを踏まえ、いじめの未然防止のため、本校では次に掲げる取組を行う。

【香芝市立真美ヶ丘東小学校いじめ防止に係る校内研修 年間計画】

月	研修内容	主な内容	形態・講師
4	年間計画の確認	学校行事年間予定表と共にいじめ防止基本方針の確認	校内研修 管理職 生徒指導主任
5	いじめの初期対応研修 いじめ防止対応委員会	いじめの定義の再確認、初期対応の流れと報告体制確認 いじめアンケートの実施説明 学校いじめ防止基本方針に基づき実施	校内研修 生徒指導主任 いじめ防止校内対策委員会
6	児童共通理解① いじめの共通理解	各学年担任より、児童の情報共有 いじめアンケートの事例の共有	校内研修 各学年担任 生徒指導主任 各学年担任
7	職員研修	今年度のアンケート事例や過去事例の検討・対応の改善点の共有・トラブル事例、未然防止の手立て	校内研修 生徒指導主任
8	児童共通理解②	各学年担任より、児童の情報共有	校内研修 各学年担任
10	いじめ早期発見強化 いじめ防止対応委員会	香芝市いじめアンケートの活用、日常観察のポイント等 学校いじめ防止基本方針に基づき実施	校内研修 生徒指導主任 いじめ防止校内対策委員会
11	いじめの共通理解	いじめアンケートの事例の共有	校内研修 各学年担任
1	いじめ未然防止強化 いじめ防止対応委員会	香芝市いじめアンケートの活用、SNSトラブルの事例と対応 学校いじめ防止基本方針に基づき実施	校内研修 生徒指導主任 いじめ防止校内対策委員会
2	児童共通理解③ 年間総括	次年度に向け、各学年担任より、児童の情報共有 成果と課題の整理、次年度への引継ぎ	校内研修 各学年担任 生徒指導主任

(1) 道徳教育及び人権教育の充実

児童が他者を尊重し、多様性を認め合う態度を育成するため、特別の教科道徳科の授業を要として、全教育活動を通じた人権教育の充実を図る。具体的には、いじめを題材とした教材や実生活に即した事例を活用し、考え議論する授業を展開する。また、学級活動や学校行事においても他者理解や共感性を育む活動を計画的に位置付けることで、児童一人一人の人権意識の向上に努める。

(2) 自他の生命の大切さを学習する機会の充実

自他の生命の尊さについての理解を深めるため、道徳科や特別活動、各教科において生命尊重に関する学習を計画的に実施する。加えて、外部講師の活用や体験的な学習活動(福祉体験、命の授業等)を通して、生命のかけがえのなさを実感できる機会を充実させる。日常の教育活動においても、児童の小さな変化に気づき、安心して過ごせる環境づくりを推進する。

(3) 全ての児童生徒が自己肯定感や生活における充実感を得られる教育活動の充実

全ての児童が「認められている」「役に立っている」と実感できるよう、学級経営の充実を図るとともに、一人一人のよさや可能性を生かした教育活動を推進する。具体的には、児童の主体的な活動を取り入れた授業づくりや、異学年交流、係活動・委員会活動の充実を図る。また、日常的な声かけや評価において肯定的な関わりを重視し、安心して自己表現できる学級風土の醸成に努める。

(4) 教職員のいじめ防止等のための取り組みの深化に向けた研修の実施

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する教職員の資質向上を図るため、校内研修を計画的に実施する。具体的には、いじめの定義や対応の基本、事例研究、児童理解に関する研修を行うとともに、スクールカウンセラー等の専門家と連携した研修を推進する。また、日常的な情報共有やケース会議を通して組織的な対応力の向上を図る。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、本校では次のように対応する。

(1) 教職員は早期のいじめ発見に努めるとともに、明らかにいじめに該当する行為だけではなく、いじめに該当する疑いのあるにとどまる行為についても、積極的に発見に努める。

(2) 教職員は、早期にいじめを発見するため、児童生徒の日常の些細な変化に気づく力を高め、いじめを見過ごすことのないように的確に関わりをもつ。

(3) 教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合またはいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにいじめの被害を受けたとされる児童生徒及び加害とされる児童生徒並びに目撃した児童生徒に簡易な聴取調査を実施し、それらの供述に基づいて客観的事実を確認するとともに、被害児童生徒の安全確保を最優先とする。

5 いじめへの対応

教職員は、いじめの被害を受けたこと若しくはいじめを目撃したことの申告をうけた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合には、市の基本方針に基づき対応する。

6 校内組織

本校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするための中核的な役割を担ういじめ防止対策校内委員会を置く。構成員は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各学年主任とする。養護教諭、特別支援学級担任、スクールカウンセラー等の関係職員とも連携を行う。

【いじめ防止対策校内委員会 構成員】

職名	氏名
校長	中里 倫
教頭	大中 州明
主幹教諭	辻本 舞美
生徒指導主任	村田 泰寛
第1学年 学年主任	吉田 浩美
第2学年 学年主任	菱川 瑞姫
第3学年 学年主任	宿院 静香
第4学年 学年主任	大川 元気
第5学年 学年主任	田淵 理世
第6学年 学年主任	村田 泰寛
養護教諭	渋谷 妙子
特別支援コーディネーター	米田 幸代
特別支援コーディネーター	森 慶子
スクールカウンセラー	村上 賢司
スクールカウンセラー	伊藤 洋子

7 保護者及び地域住民等との連携

(1) 日常的な情報共有

担任を中心として、連絡帳、電話、家庭訪問等を通じて、児童の学校及び家庭における様子について情報共有を図る。

(2) いじめ防止対策のための方針の紹介

本校は、市の基本方針、本校の基本方針及びいじめの防止等のための対策について、学校ホームページ等で紹介して周知することで、本校が講じるいじめの防止等の対策に理解と協力を求める。

(3) いじめの未然防止に向けた取り組み

児童の規範意識の育成等に向けて、保護者と協力して取り組みを進める。

(4) 相談体制の整備

保護者が安心して相談できるよう、本校の相談窓口及び香芝市の相談窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラー等と連携した支援を行う。

8 関係機関との連携

教育委員会、警察、児童福祉課及び児童相談所、福祉機関とは、市の基本方針に基づいて連携し、いじめ問題への適切な対応を図る。

9 いじめ重大事態の対応

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校において、上記に定義する重大事態が発生した場合には、速やかに教育長及び市長に報告するとともに、市の基本方針に基づき対応する。

10 その他

市の基本方針の改正に応じ、適宜改正する。